

## 会津若松市

## 結婚新生活支援事業補助金

## のご案内

新婚世帯の皆様がパートナーの方と共に新生活をスタートさせるための費用を市が支援します。

**申請期間\* 令和6年7月1日～令和7年3月14日まで**

\*予算の上限に達し次第受付終了予定。また、申請期間後に婚姻する予定の方などをご相談ください。

## 対象世帯

**令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届を提出した夫婦で、以下の要件等をすべて満たす夫婦**

- ・婚姻日（婚姻届を提出した日）時点の年齢が、**夫婦共に39歳以下**
- ・令和5年（2023年）の夫婦の**所得合計が500万円未満（夫婦の双方または一方の貸与型奨学金の年間返済額を控除する）**
- ・夫婦が共に会津若松市に住民登録をしており、住民票の住所が費用の補助を申請する住宅の所在地となっていること
- ・市税の滞納がないこと、他の住宅及び引越に関する公的補助等を受けていないこと など

## 対象となる経費\*

- ・住宅の取得費用
- ・住宅のリフォーム費用
- ・賃貸住宅の契約に基づく敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費
- ・引越費用（家財の運送費用、荷造り等のサービス費用）

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 **60** 万円 まで      その他 **30** 万円 までの世帯

\* **令和6年4月1日～令和7年3月31日（補助対象期間）**に婚姻に伴って会津若松市内に居住するために支払った住居費及び引越費用が対象

\* 令和6年度中に新築の住宅が完成しないなどの理由により、対象世帯ではあるが支払いが次年度になる見込みの世帯に対しては、認定制度がありますのでご相談ください。

詳細についてはホームページ（右下二次元コード）をご覧ください

お問い合わせ先

会津若松市役所 企画調整課 協働・男女参画室

TEL 39-1405 FAX 39-1400

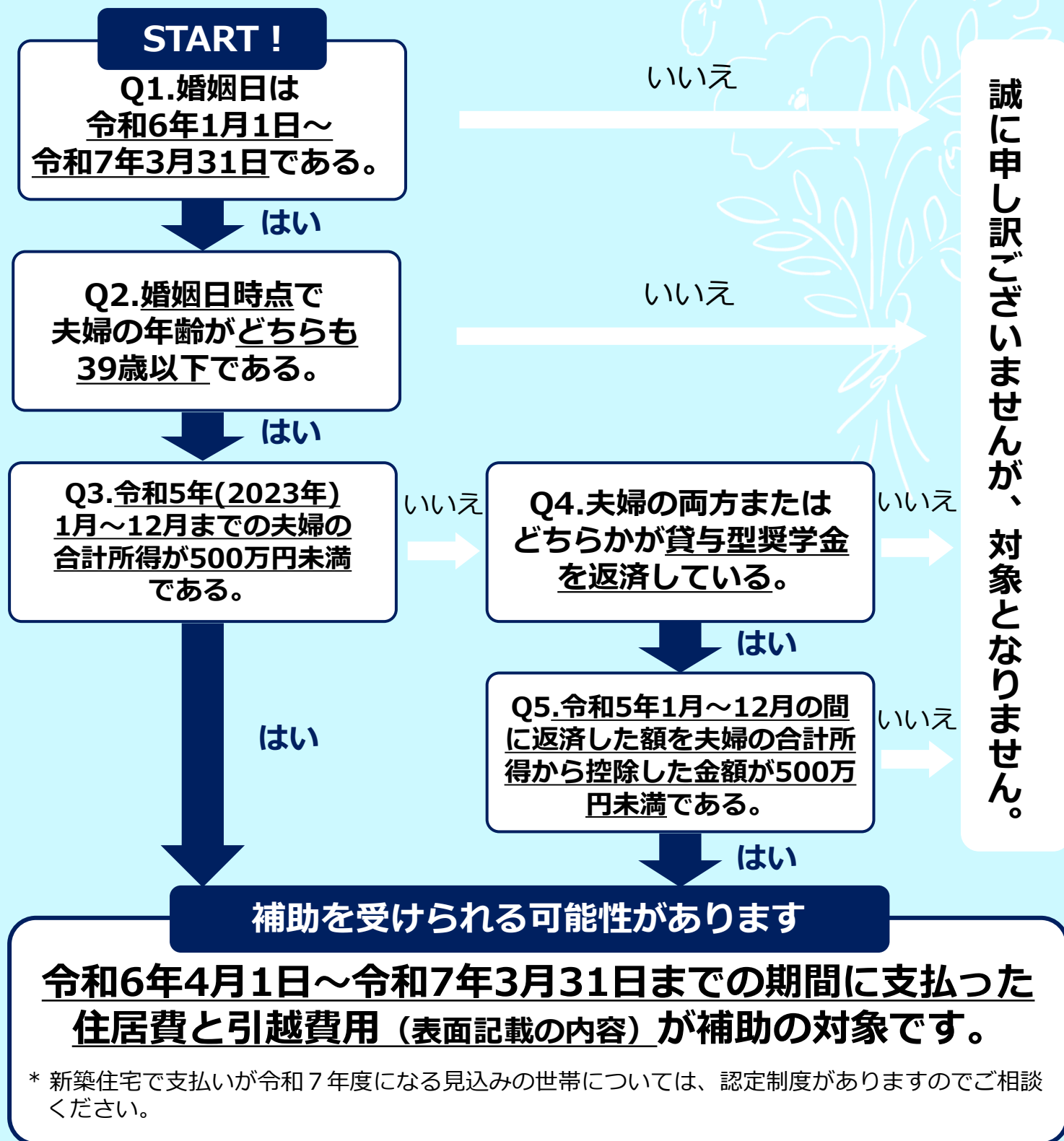
✉ danjo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp



# 対象者・対象経費確認 フローチャート

ご自身が対象となるか、下記の表にてご確認ください。

※下記の表で「補助を受けられる可能性があります」に到達した場合でも、その他の要件等で対象とならない場合もございます。詳しくはホームページにてご確認ください。



## ■ 補助金に関するお問い合わせやご相談をお考えの方へ ■

窓口での申請、ご相談を希望される方は、  
**電話 (39-1405) で申請、相談希望日時の事前予約をお願いします。**

(予約なしの来庁には対応できない場合があります。)